

コーポレートガバナンス・ガイドライン

第一章 総則

(目的等)

- 第 1 条 本ガイドラインは、当行の健全かつ持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーによる経営への信頼を高めるため、当行のコーポレートガバナンスに関するガイドラインを明らかにすることを目的とする。
- ② コーポレートガバナンス体制の整備に際し、当行の役職員は本ガイドラインを遵守しなければならない。
 - ③ 当行関連会社の役職員は本ガイドラインを行動の指針としなければならない。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

- 第 2 条 当行は、滋賀県に本拠を置く地方銀行として、伝統ある近江商人の「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神を継承した行是「自分にきびしく 人には親切 社会につくす」を CSR（企業の社会的責任）の原点とし、経営理念に掲げる「地域社会」「役職員」「地球環境」との共存共栄に努め、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る観点から、次の基本的な考え方に基づきコーポレートガバナンスの充実および不断の見直しを行う。
- 1.株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
 - 2.ステークホルダーと適切に協働する。
 - 3.非財務情報を含めた情報の適切な開示と、意思決定の透明性、公正性を確保する。
 - 4.経営陣幹部による適切なリスクテイクを可能とするための環境整備を行う。
 - 5.持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主との対話を重視する。

第二章 株主の権利の尊重、平等性の確保

(株主の利便性向上)

- 第 3 条 当行は、株主の利便性向上を図るため、次の事項を実施する。
- 1.株主総会招集通知の内容充実と早期発送
 - 2.各営業店における計算書類、事業報告書、株主総会議事録等の閲覧請求の利便性向上
 - 3.議決権電子行使プラットフォームの利用
 - 4.集中日を回避した株主総会の開催

(資本政策と株主の権利確保)

- 第 4 条 当行は、原則として自己資本の充実を期間利益の積み上げにより行うことを資本政策の基本方針とする。
- ② 前項にかかわらず、株式、転換社債型新株予約権付社債等の発行により自己資本の充実を行う場合でも、既存株主の権利確保のため、情報の十分な開示に努めるものとする。

(株主への情報開示)

第5条 当行は、株主の権利行使に影響が及ぶ情報については、法令等で開示が義務付けられている情報以外の情報であっても、積極的な開示に努める。

- ② 情報開示に際しては、情報の正確性を期すとともに、有用性に配慮を行うものとする。
- ③ 情報開示に際しては、ホームページを利用する等、株主の利便性の向上に努める。

(株主の平等性確保)

第6条 当行は、株主をその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように、適時適切に情報開示を行う。

第三章 ステークホルダーとの適切な協働

(ステークホルダーの尊重)

第7条 当行の健全かつ持続的成長と中長期的な企業価値の向上の源泉が、株主、お客さま、地域社会、役職員、その他の利害関係者との協働にあることを認識し、ステークホルダーの利益を尊重する企業文化の醸成を図る。

(CSR憲章)

第8条 当行は、本ガイドラインとは別に「CSR 憲章」(注1)を定め、ステークホルダーとの共存共栄を経営理念として内外に表明する。

(内部通報制度)

第9条 当行の内部通報制度は監査役室を通報窓口とし、通報事案と利害関係を有しない関係部署が事案の調査、是正措置を実施する。

- ② 前項の関係部署は通報者の秘密を厳守し、通報を行ったことを事由に通報者に対し不利益な取扱いを行わない。

第四章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示)

第10条 ステークホルダーの当行に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的とし、透明性の高い情報開示を目指し、重要な財務的、社会的、環境的側面等の情報の公正かつ適時、適切な開示を行う。

- ② 前項の開示を行うため、本ガイドラインとは別に「経営関連情報開示規程」を定め、体制を整備する。

(会計監査人の選任、監査環境の整備)

第11条 監査役会は、会計監査人を適切に評価する基準を定めるとともに、その選任もしくは再任に際して、次の事項につき情報収集および検討を行う。

1. 監査法人の概要
2. 欠格事由の有無
3. 会計監査人の独立性に関する事項その他職務遂行に関する事項
4. 監査法人における社員ローテーションや交代時の引継ぎ等の体制

- 5.監査法人の内部管理体制
 - 6.監査報酬の水準、及び非監査報酬がある場合はその内容・水準
- ② 取締役会および監査役会は会計監査人の監査環境を次の観点から整備する。
- 1.会計監査人のための十分な監査時間の確保
 - 2.会計監査人と経営陣幹部、監査役、社外取締役および内部監査部門との意見交換の場所および時間の確保
 - 3.会計監査人が指摘した事項の対応体制の確立

第五章 コーポレートガバナンスの体制

(監査役会設置会社制度の採用)

第 12 条 当行は、監査役会設置会社制度を採用し、監査役会による監査機能および独立社外取締役による監督機能を充実させ、取締役による意思決定の透明性、公正性を確保する。

(取締役会の役割等)

第 13 条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の健全かつ持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るため、次の責務を果たす。

- 1.会社の目指すところ(経営理念等)を確立し、戦略的な方向付けを行う。
 - 2.経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。
 - 3.内部統制およびリスク管理体制を整備するとともに、健全なリスク文化を醸成する。
 - 4.独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う。
 - 5.適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行う。
- ② 取締役会は、これを構成する取締役および監査役の多様性、規模について、次の方針に基づき構成を検討するものとする。
- 1.取締役会は「役員候補者の指名の方針と手続」(注 2)に基づき選任された取締役および監査役で構成するものとし、取締役会全体として多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るものとする。
 - 2.社外取締役は原則 2 名以上とする。
 - 3.取締役の員数は 23 名以内とする。
- ③ 取締役会は毎年 1 回、「取締役会評価基準」(注 3)に基づき、取締役会の実効性を評価し、その概要を開示する。

(取締役会の運営)

第 14 条 取締役会は、建設的な議論と審議の活性化を確保するため、次の点に配慮した運営を行う。

- 1.会日に先立った議案資料の提供
- 2.各年度毎の取締役会開催予定日および想定される議案項目の通知
- 3.上程議案数の適正な設定のための付議基準の見直しと適切な運用
- 4.役員に対する議案内容の事前説明および役員が求める必要な情報の適切な提供

(取締役の役割等)

第 15 条 取締役は法令、定款を遵守し、株主をはじめとするステークホルダーの利益のため次の点に留意し、善管注意義務、忠実義務を尽くす。

- 1.職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くすこと。
 - 2.期待される能力を発揮して、当行のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行すること。
 - 3.取締役に就任するに当たり、関連する法令、当行の定款、取締役会規程、その他の当行の内部規程を理解し、その職責を十分に理解すること。
- ② 役付取締役または使用人兼務取締役として取締役会から業務執行の決定の委任を受けた取締役は、委任を受けた業務につき権限を行使し、義務を負う。
- ③ 取締役は、「役員候補者の指名の方針と手続」(注 2)に基づき指名された候補者の中から、株主総会で選任されるものとする。
- ④ 各取締役が受けるべき報酬は、「役員の報酬決定の方針と手続」(注 4)に基づき、取締役会の決議により定める。

(社外取締役の役割等)

第 16 条 社外取締役は次の役割、責務を果たす。

- 1.経営の方針や経営改善について、自らの知識、経験を十分に活かし、中長期的な企業価値と株主共同の利益の維持、向上の観点から助言を行うこと。
 - 2.経営陣幹部の選解任および報酬の配分等の意思決定に関与し、経営の監督を行うこと。
 - 3.会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること。
 - 4.経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの権利確保に特に配慮すること。
- ② 当行は株主総会で選任された社外取締役の内、「独立性判断基準」(注 5)を満たす者を取締役会決議により独立社外取締役として選定する。

(監査役会の役割)

第 17 条 監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。

(監査役の役割等)

第18条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負う。

- ② 前項の責務を果たすため、監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じなければならない。

- ③ 監査役は、「役員候補者の指名の方針と手続」(注2)に基づき指名された候補者の中から、株主総会で選任されるものとする。
- ④ 各監査役が受けるべき報酬は、「役員の報酬決定の方針と手続」(注4)に基づき、監査役会の協議により定める。

(社外監査役の役割等)

第19条 社外監査役は、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるために法令上その選任が義務付けられていることを自覚し、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査役と共有することに努めるとともに、他の監査役と協力して監査の環境の整備に努めなければならない。また、他の監査役と協力して内部監査部門等及び会計監査人との情報の共有に努めなければならない。

- ② 当行は株主総会で選任された社外監査役の内、「独立性判断基準」(注5)を満たす者を取締役会決議により独立社外監査役として選定する。

(常務会の役割)

第20条 常務会は、会長、頭取、副頭取、専務取締役および常務取締役から構成され、取締役会から委任された次の事項、その他経営に関する重要な事項を決議し、報告を受ける。

- 1.取締役および使用人人事に関する事項
- 2.経営方針・経営計画・組織および規則に関する事項
- 3.会社の計算に関する事項
- 4.その他重要な業務執行に関する事項

(執行役員 of 役割等)

第21条 執行役員は、取締役会から委任を受けた業務について、取締役会で決定した当行の方針および取締役頭取の指示に基づき、責任をもって誠実に執行にあたる。

(内部監査部門との連携)

第22条 取締役および監査役は、必要に応じ内部監査部門との連携を確保する。

第六章 株主との対話

(株主との対話に関する基本方針)

第23条 当行は、企業の健全かつ持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話に努め、取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を策定し、開示する。

(担当部署、担当者)

第24条 株主との建設的な対話を含むIR活動の統轄部署を総合企画部とし、同部の担当取締役をIR担当者とする。

- ② 総合企画部は経営管理部および総務部と緊密に連携し、インサイダー情報管理を踏まえた適切なIR活動を運営する。

(会社説明会の開催等)

第25条 当行は、株主、投資家を対象に、会社説明会を適宜開催する。

- ② 株主、投資家の意見は役員が共有し、経営施策に活用する。

第七章 雑則

(改廃)

第26条 本ガイドラインの改廃は取締役会の決議による。

以上

(注1)「CSR 憲章」

私たちは、伝統ある近江商人の「三方よし(売り手よし、買い手よし、世間よし)」の精神を継承した行是「自分にきびしく 人には親切 社会つくす」を CSR(企業の社会的責任)の原点とし、社会の一員として「共存共栄」を実現してまいります。

(地域社会との共存共栄)

地域とともに歩む銀行として、お客さまの信頼と期待にお応えするため「健全」と「進取」の精神を貫き、地域社会の発展に努めます。

(役職員との共存共栄)

役職員一人ひとりの人権や個性を尊重し、働きがいのある職場づくりに努め、心身ともに「クリーンバンク」の実現に努めます。

(地球環境との共存共栄)

琵琶湖畔に本拠を置く企業の社会的使命として「環境経営」を実践し、地球環境を守り、持続可能な社会づくりに努めます。

(注2)「役員候補者の指名の方針と手続」

1. 取締役候補者の指名の方針と手続

候補者は次の指名基準を満たす者の中から、取締役会決議をもって指名する。

- ①経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。但し、社外取締役候補者の場合にはかかる経験の有無は問わない。
- ②十分な社会的信用を有していること。
- ③社外取締役候補者の場合、兼任会社が原則として3社を超えないこと。

2. 監査役候補者の指名の方針と手続

候補者は次の指名基準を満たす者の中から、監査役会の同意を得たうえ、取締役会決議をもって指名する。

- ①銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有していること。但し、社外監査役候補者の場合にはかかる経験の有無は問わない。
- ②十分な社会的信用を有していること。
- ③監査役の内1名は、財務および会計に関する知識または経験を有する者であること。
- ④社外監査役候補者の場合、兼任会社が原則として3社を超えないこと。

(注3)「取締役会評価基準」

次の観点から取締役会の実効性を評価し、その概要を開示する。

- ①取締役会の開催頻度
- ②審議項目の多寡及びその内容
- ③審議資料の質、量
- ④審議時間の確保
- ⑤議事運営の適切性

(注4)「役員の報酬決定の方針と手続」

当行の社内取締役の報酬は、役位を基にした固定報酬ならびに株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬で構成する。固定報酬は親会社株主に帰属する当期純利益に応じて各年度で変動させることにより、業績に応じた報酬体系とする。また、社外取締役および監査役の報酬は固定報酬のみで構成する。

固定報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議により決定する。また、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬については、株主総会で定められた範囲で、取締役会の決議により決定する。

(注5)「独立性判断基準」

社外取締役および社外監査役の独立性は、次のいずれにも該当しないことを判断の基準とする。

- ①当行グループ会社の業務執行者
- ②当行を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当行の主要な取引先若しくはその業務執行者
- ③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- ④最近において前記①から③までに該当していた者
- ⑤前記①から④までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者